



# 「まちの駅」説明会 & 交流ワークショップ

日時：令和7年5月15日 10時～

# 本日のスケジュール

## 10：00～第1部「まちの駅」説明会

- まちの駅の概要、目的、今後の方向性について
- 開設者・運営ボランティアの募集について
- 質疑応答

## 10：30～第2部 交流ワークショップ

- 参加者同士の自己紹介
- まちの駅に対する意見交換

# まちの駅とは？



地域にお住まいの方や町を訪れた方が、気軽に立ち寄り、交流できる場所。

地域の情報発信や、休憩スペースの提供、イベント開催などを通じ、地域の活性化を目指します。



# まちの駅の機能

## ○休憩機能：

誰でもトイレが利用でき、無料で休憩できる。



## ○案内機能：

「まちの案内人」が、地域の情報について丁寧に教える。

(全国まちの駅連絡協議会ホームページより)

# まちの駅の機能



## ○交流機能：

地域の人と来訪者の、出会いと交流のサポートをする。

## ○連携機能：

まちの駅間でネットワーク化し、もてなしの地域づくりをめざす。

(全国まちの駅連絡協議会ホームページより)

# 昨年12月の講演会でのアンケートにて

Q, 講演会後の段階で「まちの駅」についてどのようにお考えですか。  
(アンケート回答者：27名中)

1. 「まちの駅」の開設に興味がある  
→ 9名 (33.0%)
2. 誰か開設するなら、協力したい  
→ 11名 (40.7%)

合計20名 (73.7%) のみなさんから、  
前向きなご回答をいただきました！



まちの駅 開設者

運営ボランティア とは？

# ①まちの駅 開設者

○場所：

応募いただいた会社・お店・個人宅など

○時間・頻度：

負担にならない範囲で各自で設定

# ①まちの駅 開設者

## 【まちの駅の必須条件】

○「まちの駅」看板：

簡易ステッカーや手作りのものでもOK※

○まちの案内人（常駐・兼務可）：

お店なら店員さん。おもてなしの心で迎えるのが第一



(全国まちの駅連絡協議会ホームページより)

# ①まちの駅 開設者

## 【まちの駅の必須条件】

### ○トイレ・休憩場所：

ちょっと貸せるトイレ、腰かけられる場所

### ○地域の情報提供：

パンフレットや地図（既存のものでOK）を用意※

（全国まちの駅連絡協議会ホームページより）

※看板とパンフレット・地図は、町で用意致します。



# ①まちの駅 開設者

## 【参加資格】

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- 政治活動・宗教活動を目的として参加しないこと。

# ①まちの駅 開設者

条件さえ満たしていれば、官・民・個人・団体問わず、既存の店舗や施設の一部を使ってどこにでも設置できます。

○費用：当面の間無料

○期間：1年ごとの継続意向確認

# ①まちの駅 開設者

## 【まちの駅登録の流れ】

- (1) 申込書の提出
- (2) 現地確認：まちの駅の条件を満たしているか確認
- (3) 全国まちの駅連絡協議会への申請
- (4) 加入駅への認定証・備品受け渡し

## ②まちの駅 運営ボランティア

○場所：ふれあい交流館

○時間・頻度：

負担にならない範囲で調整。

（公共施設のため、平等・公平が原則）



# 【現段階のイメージ】

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
	9:30-12:00 ○○・△△	✕	10:00-12:00 ◇◇サークル		✕	✕
8	9	10	11	12	13	14
	9:30-12:00 ○○	✕		13:30-15:00 □□	✕	✕
15	16	17	18	19	20	21
	9:30-12:00 ○○・△△	✕	10:00-12:00 ◇◇サークル		✕	✕
22	23	24	25	26	27	28
	9:30-12:00 ○○	✕	✕	13:30-15:00 □□・△△	✕	✕
29	30	31				
	9:30-12:00 ○○・△△	✕				

# まちの駅参加資格

## 【参加資格】

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- 政治活動・宗教活動を目的として参加しないこと。